

市 民

1. 広 聴	93
2. コミュニティ推進	95
3. 市 民 協 働	97
4. 男 女 共 同 参 画	99
5. 消 費 者 行 政	101
6. 文 化 振 興	102
7. 国 民 年 金	106
8. 国 民 健 康 保 険	108
9. 市 民 サービスステーション	113
10. コンビニ交付による証明発行	114
11. ワンストップ窓口サービスの実施	114
12. マイナンバーカード(個人番号カード)の交付	114
13. 人 権 啓 発	115

▶市長とふれあいトーク



市 民

市民関係では、相談・広聴業務をはじめ、コミュニティづくり、市民協働、男女共同参画、消費生活、市民文化の創造、国民年金、国民健康保険、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録、人権に関する各種業務を推進している。

特に、市民との協働による活力ある地域づくりを進めるため、コミュニティビジョンを推進している。

1 広 聴

(1) 広 聴

名 称	摘 要
市長とふれあいトーク	<p>市長が自ら地域や市民の活動の場などに出向き市民と市政について懇談を行い、市政に関する意見・意向を聴取し、市政推進の参考にする。</p> <p>(平成30年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開催回数 6 回 (地域巡回型 2 回, テーマ型 1 回, 学校訪問型 1 回, イベント等参加型 2 回)
まちかどコメンテーター	<p>まちかどコメンテーターに対し、市政に関するアンケート調査を実施することにより、市民の意見やニーズを把握し、市政運営の参考とするとともに、市民の市政への関心を高める。</p>
子どもミーティング	<p>次代を担う子ども達が鹿児島市のまちづくりについて、アイデアを出し、夢を語り合い意見交換を行う「子どもミーティング」を開催し、若い世代の市民参画を推進するとともに、その意見を市政運営の参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対 象 中学生・高校生 20人
わたしの提言	<p>市政に関する建設的な意見、提言などを市内の公共施設等に備え付けた専用の手紙セットやホームページの専用フォームにより寄せてもらうもので、寄せられた提言は、直接市長が目をとおり、今後の市政推進の参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手紙の設置箇所 161カ所 (平成31. 4. 1 現在)
市政出前トーク	<p>市民グループの要請により、職員が地域に出向いて、市政について分かりやすく説明するとともに、市民の意見や提言等を聴取しながら、ともにまちづくりを考えていこうとするもので、市民参画の推進と市民の意見や提言等の市政への反映を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テーマ数 138テーマ (令和元年度) ○ 開催件数 429件 (平成30年度実績)

(2) 市民相談

市政に対する要望・意見等に対応する市政相談をはじめ、日常発生するさまざまな市民の悩み事に対して、市民相談員等による一般相談、専門家による法律相談、税務相談、登記相談、人権相談などを実施し、市民の生活の安定を図る。(相談は無料)

種 別	場 所	実 施 日	相 談 員	概 要
市 政 相 談	市民相談センター 各支所	月～金曜日	市職員	市政に対する要望・意見など
一 般 相 談	市民相談センター 各支所(桜島支所は 桜島総務市民課)	月～金曜日	市民相談員(市民相談センター のみ)及び市職員	相続問題、離婚の手続き、金銭貸 借など日常発生する悩みごと
法 律 相 談 (昭和36年5月～)	市民相談センター	月12回 (予約制)	鹿児島県弁護士会会員	民事上の法律問題など全般
	谷山支所	月4回 (予約制)		
税 務 相 談 (昭和46年5月～)	市民相談センター 谷山支所 伊敷支所 吉野支所	年10回	南九州税理士会鹿児島支部会員	所得税、相続税、贈与税など個人 に課税される国税に関すること
登 記 相 談 (昭和52年4月～)	市民相談センター 谷山支所 伊敷支所	月1回	鹿児島県司法書士会鹿児島支部 会員 鹿児島県土地家屋調査士会鹿児 島支部会員	不動産(相続等)の登記申請手続 きや土地建物の調査・測量など
	吉野支所		鹿児島県司法書士会鹿児島支部 会員	不動産(相続等)の登記申請手続 き
建 築 相 談 (昭和53年10月～)	市民相談センター	月1回	(一社)鹿児島県建築士事務所 協会会員	新築・増築の手続き、工事契約、耐 震相談など建築全般
人 権 相 談 (昭和57年4月～)	市民相談センター 谷山・伊敷・吉野支所	月1回	人権擁護委員 法務局職員	人権に関すること、近隣・家庭内 のもめごとなど
	吉田・桜島(桜島総 務市民課)・喜入・ 松元・郡山支所	年4回		
花 と 緑 の 相 談 (昭和57年4月～)	市民相談センター	月1回	花と緑の相談員	庭木のせん定、植物の管理など
不 動 産 鑑 定 相 談 (平成元年10月～)	市民相談センター	月1回	(公社)鹿児島県不動産鑑定士 協会会員	不動産の鑑定評価、地代・家賃の 適正価格など
行 政 関 係 申 請 手 続 相 談 (平成10年11月～)	市民相談センター 谷山支所	月1回	鹿児島県行政書士会会員	相続、贈与、遺言、農地転用、そ の他官公署に提出する書類の作 成などに関すること

(3) 鹿児島市総合案内コールセンター「サンサンコールかごしま」

目 的 市民からの問い合わせを専用電話等で受け付け、迅速かつ的確な対
応を行い、市民サービスの向上を図る。

開設年月日 平成20年1月10日

運営日時 年中無休 午前8時から午後9時まで

F A X, 電子メールは24時間受信

電話番号等 電話：099-808-3333（はれは・さんさん・サンサンコール）
FAX：099-808-2525（はれは・にここ）
電子メール：市ホームページのお問い合わせフォームから
問い合わせ内容 市役所での手続き，イベント情報，施設案内など

2 コミュニティ推進

(1) 町内会集会所建築等補助事業（平成9年度から実施）

地域におけるコミュニティづくりの場となる集会所の建築等を行う町内会等に対し，交付対象経費（100万円以上に限る）の2分の1以内で，新築・取得の場合は500万円を，増築・改築の場合は300万円を限度に補助する。（平成30年度実績12件）

(2) 集会所建築等資金融資あっせん（昭和52年度から実施）

地域におけるコミュニティづくりの場の整備促進を図ることを目的に，町内会の集会所建築等に対して金融機関へ融資のあっせんをする。（平成30年度実績無）

あっせん内容 集会所の新築・増改築の場合はその工事見積額の範囲内で50万円以上1,000万円以内，土地建物同時取得の場合は1,500万円以内，ただし災害により改築等を要することとなった場合は工事見積額の範囲内で10万円以上1,000万円以内

返済方法 10年以内元金均等返済（6カ月以内の据置可）

(3) みんなの町内会応援事業

町内会の活性化や加入率向上のため，活動経費を補助する。

① 町内会活動支援補助（平成30年度から実施）

町内会等が地域コミュニティ活動の活性化や地域の連帯強化の促進を目的とする，親睦交流活動，文化活動，研修活動，広報・連絡活動，環境美化活動及び互助活動を実施する場合，交付対象経費の2分の1相当額（限度額10万円）を補助する。申請は1年度につき1回。（平成30年度実績577件）

② 町内会加入促進活動支援補助（平成22年度から実施）

町内会が実施する加入促進活動を支援するため，未加入世帯を戸別訪問して配布する用品等については交付対象経費の3分の2，それ以外については2分の1相当額（限度額6万円）を補助する。申請は1年度につき1回。（平成30年度26件）

③ 町内会設立支援補助（平成26年度から実施）

町内会のない地域において，設立に向けた活動に必要な経費について3万円を限度に補助する。（平成30年度実績無）

(4) 町内会広報活動推進事業（昭和58年度から実施）

地域コミュニティ活動の推進を図るため，広報活動に必要な印刷機器，拡声器，パソコン及びデジタルカメラを購入並びに掲示板を設置する町内会等に対し，交付対象

経費の3分の1相当額で、1町内会当たり通算して15万円を限度に補助する。

また、最終交付の年度から10年度を経過した団体に対しては、再度10万円を限度に補助する。(平成30年度実績24件)

(5) **町内会降灰除去機購入費補助事業** (昭和60年度から実施)

桜島爆発による降灰から快適な生活環境を守るため、町内会等が歩道や生活道路等の降灰除去に必要な手押し式降灰除去機を購入する場合、交付対象経費の2分の1相当額(限度額1台当たり5万円)を補助する。(平成30年度実績1件)

(6) **コミュニティ研修会** (昭和62年度から実施)・**交流会** (平成14年度から実施)・**活動推進講座** (平成24年度から実施)の開催

地域におけるコミュニティづくりの向上を図るため、町内会長や役員、市民を対象に研修会や交流会、講座を開催する。

(7) **町内会集会所バリアフリー化支援事業** (平成21年度から実施)

高齢者等の地域コミュニティ活動への参加促進を図るため、集会所のバリアフリー化を行う町内会等に対し、交付対象経費の2分の1相当額(限度額50万円)を補助する。(平成30年度実績8件)

(交付対象経費)

集会所本体又は集会所の建物と一体となって集会所のバリアフリー化に資する設備で次に掲げる項目に直接要する経費

- ① 手すりの設置に要する経費
- ② 玄関、廊下、集会室等の段差解消に要する経費
- ③ 建物内部及び入口部分へのスロープの設置
- ④ 和式トイレの洋式トイレへの変更に要する経費
- ⑤ 開き戸から引き戸への変更に要する経費

(8) **町内会加入促進事業** (平成21年度から実施)

町内会加入や活動への参加を促進するため、転入者等への加入案内や、町内会加入促進月間における周知広報等のほか、新たに不動産業者向けの啓発リーフレットを作成し配布する。

(9) **コミュニティビジョン推進事業** (平成23年度から実施)

各校区の地域コミュニティ協議会の活動等を支援する。

(10) **町内会加入促進モデル事業** (令和元年度～2年度実施)

町内会の活性化や加入率向上のため、加入促進に寄与する事業を提案し、選定された団体に対して、1事業につき初年度100万円以内(繰越不可)、次年度100万円以内の経費の総額を補助する。

(11) **地域まつり支援事業**

地域住民のふれあいと地域社会の活性化を促進するため、吉田・喜入・松元・郡山地域のまつりへ助成を行う。

(12) 改新交流センター

設置目的

地域住民のふれあい及び交流を促進し、地域の活性化を図る。

施設概要

施設内容	1階 和室 2階 多目的ホール、資料室 その他 多目的広場
所在地	古里町262番地
建物概要	ア 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建 イ 延床面積 369.62㎡
開館	平成28年3月17日
休館日	12月29日～1月3日
開館時間	午前9時～午後5時
使用料金	ア 和室 1時間につき100円 イ 多目的ホール 1時間につき200円

3 市民協働

(1) 「鹿兒島市の市民参画を推進する条例」

(目的)

本市における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市政への市民参画の推進を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

(条例の概要)

① 市民参画手続の実施（第6条）

- ア パブリックコメント手続の実施
- イ 審議会等への付議
- ウ 意見交換会等の開催
- エ ワークショップ方式等

(※原則としてパブリックコメント手続を実施)

② 市民参画手続の対象等（第7条）

- ア 市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- イ 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定又は変更
- ウ 次に掲げる条例、規則等の制定又は改廃
 - ・市の基本的な方針又は制度を定めるもの
 - ・市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とするもの
 - ・市民生活に重大な影響を及ぼすもの

③ 提出された意見等の取扱い（第9条）

市民からの意見等について、市が施策に反映させるよう努めるとともに、その結果を公表する。

④ 市民参画手続の実施予定及び実施状況の公表（第11条）

毎年度、市民参画手続の実施予定及び前年度における実施状況を市民に公表する。

⑤ 「鹿児島市市民参画推進に関する市民会議」の設置（第22条－第30条）

本市の市民参画の推進について調査審議する、公募市民や学識経験者等で構成された「市民参画推進に関する市民会議」を設置する。

(2) 「鹿児島市と市民活動団体等との協働推進について～市民活動の現状と促進方策～」

（策定月）

平成16年3月（平成31年3月改定）

（概要）

協働によるまちづくりを進めるうえでパートナーとして重要な役割を担う市民活動団体等との協働を推進するため、その基本的考え方や方策について取りまとめたものである。

① 目標

市民活動団体等をまちづくりのパートナーとして位置づけ、自主性・自立性を尊重するなかで、より効果的な協働関係の構築に努める。

② 方策

次の項目を柱に取り組みこととしている。

- ・市民活動団体の運営基盤づくりや活動への支援
- ・市民の協働意識の醸成
- ・企業との協働・連携の促進
- ・職員の意識向上と環境づくり

③ 主な施策

ア 市民とつくる協働のまち事業

公益的なサービスを提供するNPO等の活動に対し、その経費の一部を助成するほか、課題解決のための具体的な助言等の支援を行う。

イ NPO基盤強化事業

NPOの基盤強化を図るため、人材育成のための講座を開催するとともに、NPO活動の情報発信等を行う。

4 男女共同参画

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題の一つであり、国内外で取組が進められている。

本市は、平成26年4月に施行した「鹿児島市男女共同参画推進条例」及び平成24年3月に策定（平成29年3月改定）した「第2次鹿児島市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画センターを拠点として、市民、事業者等と一体となった総合的な施策の推進に努め、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな男女共同参画社会の実現に取り組んでいく。

(1) 「男女共同参画推進条例」

（施行期日）平成26年4月1日

（目的）男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 男女共同参画計画の推進

本市における男女共同参画に関する施策に総合的かつ体系的に取り組んでいく。

- ① 鹿児島市男女共同参画審議会の開催
- ② 鹿児島市男女共同参画推進連絡会議の開催
- ③ 職員対象研修会の開催

(3) 広報啓発

男女共同参画社会への理解と認識を深めるため、男女共同参画に関する啓発や法律、施策の情報提供を行う。

- ① 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行
- ② 男女共同参画に関する情報の収集提供

(4) DV等対策

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶のため、予防啓発及び被害者支援の取組を行う。

- ① 生徒・学生向けデートDV講演会及び若者による若者のためのデートDV講座の開催
- ② DV防止啓発誌の作成・配布
- ③ カードサイズDVリーフレットの作成・配布
- ④ DV防止庁内連絡会議の開催
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センター業務
- ⑥ DV防止対策委員会の開催

(5) 女性活躍推進計画の推進

職業生活における女性活躍を推進するための事業を行う。

- ①女性活躍アドバイザーの配置
- ②経営者の意識改革や女性管理職の育成に向けたセミナーの開催
- ③先輩女性との意見交換会の開催

(6) 男女共同参画センター

設置目的 男女共同参画社会づくりをめざす活動拠点施設として、学習、情報、支援、相談、調査研究の5つの機能を基に事業を行う。

所在地 荒田一丁目4番1号

開館 平成13年1月25日

開館時間 午前9時30分～午後9時30分（日曜日・祝日は午後6時まで）

休館日 月曜日（祝日の場合はその後の最初の平日）、12月29日～1月3日

施設内容 鹿児島市生涯学習プラザとの複合施設（※生涯学習プラザについては、P358・359参照）

ア	図書情報コーナー	イ	情報体験コーナー	ウ	相談室
エ	講堂	オ	スタジオ	カ	託児室
キ	研修室	ク	交流サロン	ケ	食工房
コ	生活工房	サ	マルチメディア学習室		
シ	情報活用セミナー室	ス	多目的フロア		
セ	伝統文化セミナー室				

事業計画

① 学習・啓発事業の実施

① サンエールフェスタ開催事業

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と共に考え行動する参画型イベントを開催し、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントへの参加を通じた市民の情報発信や交流を支援する。

② 学習・研修事業

男女共同参画に対する理解と認識を深めることや能力開発、生涯にわたる健康管理等を目的とした学習機会を提供する。

② 情報の収集提供

男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、情報を収集提供する。

- ・ 図書、DVDの貸し出し

③ 市民活動の支援

男女共同参画に関する市民のさまざまな活動を支援し、ネットワークづくりを促進する。

④ 相談事業

主に女性が抱えるさまざまな問題について、男女共同参画の視点を持って相談に対応し、自らの力で解決できるよう支援する。

- ① 総合相談
- ② 専門相談（法律相談、心理相談、男性相談）

⑤ 調査研究支援事業

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の身近にある現実や課題について市民企画により調査研究、分析を行い、報告書を作成する。

5 消費者行政**消費生活センター**

設置目的 消費生活に関する情報の収集及び提供等を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図る。

所在地 鴨池二丁目25番1-31号
（※令和元年9月1日 市庁舎西別館へ移転予定）

開館 平成6年4月1日

開館時間 月～金 午前9時～午後5時15分

休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日

施設内容
 ア 相談コーナー イ 展示コーナー
 ウ 情報コーナー エ サークルコーナー
 オ 研修室 カ こどもの部屋（託児室）

主な事業

(1) 消費生活相談

専門の相談員を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言等を行う。また、月2回弁護士による消費生活法律相談を行う。

(2) 消費者啓発

消費生活に関する知識を身につけ、主体的・合理的に行動できる消費者を育成するために消費生活教室、親子一日教室を実施するとともに学校、町内会、老人クラブ、企業等を対象に消費生活出張講座を実施する。また、一般向け、若年層向け及び高齢者向け等、対象に応じた各種啓発資料を作成するとともに、公共交通機関での広報やパネル展を行う。

(3) 消費生活情報の収集・提供

〈消費者教育担い手育成事業〉

地域に根ざした消費者啓発を促進し、消費者被害の未然防止を推進するため、地域において、簡易な出張講座を行う地域消費者リーダーを養成する。

〈地域消費者サポーター育成事業〉

悪質商法やうそ電話詐欺などのトラブルを防ぐ情報を、自分の身近な人に伝えるこ

とを主な活動とする地域消費者サポーターを育成する。

〈情報提供〉

消費生活センターニュースの発行をはじめ、各種パンフレット等の作成、図書・DVDの貸出し、展示コーナーでのパネル等により情報提供に努める。

(4) 消費者団体の育成・活動支援

消費生活に関するリーダーを養成することを目的に、消費者団体の学習会等を支援する。

(5) A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットかごしま事業

消費者被害未然防止ネットワーク会議を開催して関係機関との連携を図るとともに、メールマガジン等による被害情報の提供などを行い情報を共有することにより、消費者への「見守り機能」を強化し、本市における悪質商法の撲滅に資する。

6 文化振興

(1) 市民文化祭

毎年、9～12月に市民文化祭を開いている。

謡曲連合大会、いけばな展、薩摩琵琶演奏大会、茶会、南日本俳句大会、南日本短歌大会、邦楽演奏会、詩吟剣舞道大会、薩摩狂句大会、煎茶道大会、オペラ、写真展

(2) ふるさと芸能祭

郷土に伝承されている民俗芸能を広く市民に公開し、郷土芸能に対する理解を深めるとともに、郷土を愛する心を高める。

出演者 郷土芸能保存団体等

(3) 文化事業の共催

市内の文化団体と共催で文化事業を実施し、芸術鑑賞の機会を拡充するとともに文化団体の育成に資する。

(4) 文化芸術活動活性化補助金

自主的な文化芸術活動を活性化するため、文化芸術団体等が企画する事業に対して助成する。

(5) 鹿児島市少年少女合唱団

鹿児島市に在住し、市内の小・中学校に在籍する少年少女による合唱団を育成し、その演奏活動を通じて児童文化の向上を図り、豊かな情操を養うとともに、音楽水準の向上に寄与する。

設 立 昭和48年12月

隊 員 21人（平成31年4月現在）

(6) 児童文学振興事業

椋鳩十氏の「20分間読書運動」「よき書き手、よき読み手の育成」などの精神を引き継ぎ、本市に根ざした文学振興の取り組みを行う。

① 児童文学創作講座

児童文学者などによる、児童文学概論から創作の方法、作品の添削指導等の講座を開催し、児童文学の書き手の育成を図る。

② 児童書の出版助成制度

児童文学に関する優れた作品に対して出版助成を行い、児童文学の書き手の育成を図る。(出版実費の1/2以内で50万円を上限に助成)

③ 「金の鈴」読み聞かせ会

夏休み等の長期休暇を利用して校区公民館において小学生を対象とした読み聞かせを実施し、子どもの読書活動へのさらなるきっかけづくりを行う。

④ 椋鳩十児童文学賞受賞者交流会

椋鳩十児童文学賞の歴代の受賞者を招き、児童・生徒との交流会(受賞者による講話等)を実施し、椋鳩十氏の周知と文学振興を図る。

⑤ 子どもたちに聞かせたい創作童話

創作童話の募集、表彰等を通して市民の童話に対する理解と関心を深め、創作童話への意欲の増進を図るとともに、作品を通じて子どもたちの夢をはぐくみ、美しい心を育てる。

(7) 小・中学校等での芸術鑑賞事業

中央や地元の芸術文化団体による小・中学校や子育て支援施設での演奏会等の公演や優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供により、子どもたちの豊かな情操を育てる。

(8) 歴史・文化資産のデジタル化推進事業

貴重な歴史・文化資産をはじめとして、市内の文化財や伝統工芸品等の情報のデジタル化を進め、インターネットにより広く情報発信する。

(9) 文化薫る地域の魅力づくりプラン推進事業

平成28年度に改訂した「文化薫る地域の魅力づくりプラン」に基づき、美術、音楽、地域伝統芸能などを含めた幅広い分野の文化資源を生かした様々なイベントを実施することにより、元気な地域づくり・人づくりにつながる取り組みを実施する。

(10) ふれてみよう！かごんま弁事業

小中学校で鹿児島弁を使った演劇、朗読などを実施し、児童生徒に鹿児島弁に興味、関心をもってもらうとともに、鹿児島弁の普及、継承に取り組む文化団体の活動の促進を図る。

(11) かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館

設置目的

鹿児島にゆかりのある作家とその作品等を紹介する「かごしま近代文学館」と、世界各地の童話・民話等を人形・映像その他で紹介する「かごしまメルヘン館」を複合的に設置することにより、本市の文学振興、文化の向上を図るとともに、物語の世界の演出により、子どもたちに夢を与え、豊かな感性を育む。

施設概要

① かごしま近代文学館

地下1階 収蔵庫，くん蒸室，機械室など

1階 鹿児島情熱絵巻，ゆかりの作家たちの情熱，文学アトリエ，ライブラリー，事務室，喫茶室

2階 鹿児島文学の群像，向田邦子の世界，文学ホールなど

② かごしまメルヘン館

地下1階 わくわくスタジオ，メルヘンホールなど

1階 おはなしのまち，おはなしの散歩道，親子読書コーナー

2～3階 おはなしの散歩道，絵本のお城

展示概要

① かごしま近代文学館

「ゆかりの作家たちの情熱」

鹿児島ゆかりの5人の作家が創作にかけた情熱を，様々なテーマの下，ジオラマや文学資料，遺愛の品々等を通して紹介する。

「文学アトリエ」

「ことばアトリエ」で，ことば遊びができる映像装置，ワークショップを通して，楽しみながらことばの世界に触れられ，また，「本のひろば」で，歴代の「椋鳩十児童文学賞」受賞作品やお薦めの本などをくつろぎながら読むことができる。

「鹿児島文学の群像」

鹿児島ゆかりの22人の作家を紹介。また，様々なテーマで収蔵品展や企画展などを開催する。

「向田邦子の世界」

原稿等の直筆をはじめ，遺愛の品々を展示し，向田の面影をたどり，その作品世界を紹介する。

② かごしまメルヘン館

「わくわくスタジオ」

オリジナルのお話を完成させていく「まっしろな絵本」があり，また，世界各地の民族人形や日本各地の郷土玩具など様々な人形を展示する。

「おはなしのまち」

童話に出てくるお家やミニアスレチックなどで遊びながらお話の世界を楽しめる。

「おはなしの散歩道」

『不思議の国のアリス』の世界をトリックアートなどで楽しめる。

「絵本のお城」

お気に入りの絵本を手にとって読むことなどができる。

所在地 城山町5番1号

建物概要 (ア) 建物構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上3階建
 (イ) 敷地面積 3,418.15㎡
 (ウ) 建築面積 2,289.36㎡
 (エ) 延床面積 5,874.31㎡

開館 平成10年1月29日

休館日 毎週火曜日 (休日の時はその後の最初の平日), 12月29日～1月1日

開館時間 午前9時30分～午後6時 (入館は午後5時30分まで)

観覧料金

区 分		個 人	団 体	
常 設 展 示	近 代 文 学 館	一 般	300円	240円
		小 ・ 中 学 生	150円	120円
		年間観覧券 (一般)	600円	-
		年間観覧券 (小・中学生)	300円	-
	メ ル ヘ ン 館	一 般	300円	240円
		小 ・ 中 学 生	150円	120円
		年間観覧券 (一般)	600円	-
		年間観覧券 (小・中学生)	300円	-
	共 通	一 般	500円	400円
		小 ・ 中 学 生	250円	200円
		年間観覧券 (一般)	1,000円	-
		年間観覧券 (小・中学生)	500円	-

・共通…近代文学館とメルヘン館の共通券 ・未就学児は無料 ・団体は20人以上

(12) 市民文化ホール

施設概要

- ① 開館年月日 昭和58年2月6日
- ② 位 置 与次郎二丁目3番1号
- ③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造, 地下1階, 地上5階
- ④ 敷地面積 48,271.51㎡ (文化公園を含む)
- ⑤ 建築面積 8,150.62㎡ (延床面積19,689.29㎡)
- ⑥ 工 期 昭和55年12月28日～57年12月10日
- ⑦ 建設事業費 7,929,000千円
- ⑧ 施設案内

ア 第1ホール

音楽的催しに重点を置く多目的ホールで客席数1,990席 (他に車いすスペース8席)

イ 第2ホール

演劇の催しに重点を置く多目的ホールで客席数952席 (他に車いすスペース6席)

- ウ 市民ホール
約400人収容の平土間形式の会議室兼用のホール
- エ 練習室
- オ 会議室, 和室
- カ 展望ギャラリー
- キ 駐車場 駐車台数 365台

⑨ 平成30年度利用状況

	第1ホール	第2ホール	市民ホール
利 用 率	73%	77%	83%
入 場 者 数	261,386人	111,648人	36,926人

(13) 谷山サザンホール

施設概要

- ① 開館年月日 平成元年10月20日
- ② 位 置 谷山中央一丁目4360番地
- ③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造, 地下1階, 地上2階
- ④ 敷地面積 6,933㎡
- ⑤ 建築面積 3,320㎡ (延床面積 5,970㎡)
- ⑥ 工 期 昭和63年3月5日～平成元年10月2日
- ⑦ 建設事業費 2,800,000千円
- ⑧ 施設内容

ア ホール 客席数800席 (他に車いすスペース6席)

イ 練習室

ウ 会議室, 和室

エ 市民ギャラリー, 展示室

オ 駐車場 駐車台数 74台

⑨ 平成30年度ホール利用状況

ア 利用率 64%

イ 入場者数 55,751人

7 国民年金

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、必要な給付を行う制度である。

市では、法定受託事務として、第1号及び任意加入被保険者に係る資格関係届書、保険料免除・納付猶予関係申請書、給付関係基礎年金裁定請求書の受理、審査及び送付を行い、日本年金機構との協力・連携事務として、相談対応、周知・広報等を行

い、市民の国民年金受給権の確保に努める。

(1) 福祉年金

① 福祉年金裁定請求等送付状況

	区分 年度	送付件数		
		老齢 福祉	障害 基礎	計
裁 定	平成29	0	142	142
	平成30	0	121	121
未支給 年 金	平成29	0	49	49
	平成30	0	51	51

② 福祉年金額 (令和元年度)

老齢福祉年金 (年額) 399,700円
 障害基礎年金 (年額) 1 級 975,125円
 2 級 780,100円
 ※障害基礎年金には子の加算あり
 1 人目・2 人目 1 人につき 224,500円
 3 人目以降 “ 74,800円

③ 福祉年金受給権者数

(平成31年3月末現在)

区 分	老 齢 福 祉	障 害 基 礎	計
受 給 権 者 (人)	0	6,948	6,948

(2) 拠出年金

① 拠出年金裁定請求等送付状況

	区分 年度	送付件数				
		老 齢	障 害 基 礎	遺 族 基 礎	寡 婦	計
裁 定	平成29	85	57	4	1	147
	平成30	38	51	7	2	98
未支給 年 金	平成29	377	42	0	0	419
	平成30	391	31	0	0	422

② 拠出年金額 (令和元年度)

老齢基礎年金 (満額) 780,100円
 障害基礎年金 福祉年金と同額
 遺族基礎年金 (年額) 基本額780,100円
 ※遺族基礎年金には子の加算あり
 1 人目・2 人目 1 人につき224,500円
 3 人目以降 “ 74,800円

③ 拠出年金受給権者数

(平成31年3月末現在)

区 分	老 齢	老 齢 基 礎	障 害	障 害 基 礎	遺 族 基 礎	寡 婦	計
受 給 権 者 (人)	5,101	146,958	245	3,301	280	40	155,925

④ 被保険者数及び免除等状況

(単位：人)

区 分 年 度	第 1 号 被 保 険 者	任 意 加 入 被 保 険 者	計	保 険 料 免 除 ・ 納 付 猶 予 者		
				法 定 免 除	申 請 免 除 等	計
平成29年度末	68,400	918	69,318	8,832	25,976	34,808
平成30年度末	66,646	877	67,523	8,863	26,270	35,133

※申請免除等 (納付猶予・学生納付特例含む)

8 国民健康保険 事業開始 昭和32年11月1日

(1) 事業概況 (平成31年4月1日現在)

○加入状況

人口(A)	594,943人	国保被保険者数(B)	121,195人
加入率(B)／(A)	20.37%		
世帯数(a)	275,287世帯	国保世帯数(b)	79,143世帯
加入率(b)／(a)	28.75%		

○保険給付状況

① 療養の給付

給付率	義務教育就学前	8割
	義務教育就学後70歳未満	7割
	70歳以上75歳未満	8割(ただし、一定以上の所得者は7割)

給付内容 ア 診察(一般・歯科) イ 薬剤又は治療材料の支給
ウ 処置・手術その他の治療 エ 病院又は診療所への入院

- ② 入院時食事療養費 入院時の食事療養に要した費用の額から標準負担額を控除した額を支給
- ③ 入院時生活療養費 65歳以上75歳未満の人(入院医療の必要性が高い患者を除く)が療養病床に入院した場合、生活療養(食事と居住費)に要した費用から標準負担額を控除した額を支給
- ④ 療養費 療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給
- ⑤ 移送費 療養の給付を受けるため医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて病院又は診療所に移送された場合に支給
- ⑥ 海外療養費 海外で療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給
- ⑦ 高額療養費 病院等で支払う一部負担金が自己負担限度額を超えた場合にその超過額を支給
- ⑧ 高額介護合算療養費 8月から翌年7月までの1年間に病院等で支払う医療費と介護サービス費の一部負担金の合算額(国保加入者に限る)が基準額を超えた場合にその超過額を支給
- ⑨ その他の給付
 - 出産育児一時金 世帯主に対して
 - ・産科医療補償制度に該当の場合 420,000円
 - ・上記以外の場合 404,000円
 - 葬祭費 葬祭を行った者に対して 20,000円

○保険税賦課状況

賦課期日 4月1日

賦課方式 所得割, 被保険者均等割, 世帯別平等割の三方式

納 期 年10期 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 1, 2, 3の各月
(普通徴収)

年度別の税率, 賦課割合状況

(賦課割合は一般被保険者分 ただし, 介護納付金分は全体分)

年 度		区 分	税 率 及 び 賦 課 割 合					
			所 得 割		均 等 割		平 等 割	
平成29	決 算	医療分	53.61%	8.00/100	27.01%	21,000円	19.38%	23,300円
		支援金分	55.90%	2.60/100	25.34%	6,200円	18.76%	7,100円
		介護分	54.16%	2.40/100	26.33%	7,400円	19.51%	6,400円
平成30	決算見込	医療分	54.05%	8.00/100	26.63%	21,000円	19.32%	23,300円
		支援金分	56.14%	2.60/100	25.08%	6,200円	18.78%	7,100円
		介護分	54.65%	2.40/100	25.98%	7,400円	19.37%	6,400円
令和元	当初予算	医療分	48.24%	8.00/100	29.90%	21,000円	21.86%	23,300円
		支援金分	50.36%	2.60/100	28.29%	6,200円	21.35%	7,100円
		介護分	47.94%	2.40/100	29.76%	7,400円	22.30%	6,400円

年度別の保険税賦課状況

年 度		区 分	現 年 課 税 分 (調定額)			
			一世帯当たり	前年度対比	一人当たり	前年度対比
平成29	決 算	医療分	86,343円	99.54%	55,325円	100.75%
		支援金分	27,303円	99.60%	17,495円	100.81%
		介護分	23,126円	100.00%	19,754円	101.01%
平成30	決算見込	医療分	86,663円	100.37%	56,221円	101.62%
		支援金分	27,260円	99.84%	17,684円	101.08%
		介護分	23,349円	100.96%	20,081円	101.66%
令和元	当初予算	医療分	86,677円	108.30%	57,160円	110.11%
		支援金分	27,299円	85.89%	18,002円	87.32%
		介護分	23,312円	90.24%	20,203円	90.69%

(2) 国保事業の年度別状況		(保険税は現年課税分)				
区 分		年 度	単位	平成29 (決算)	平成30 (決算見込)	令和元 (当初予算)
険被 者保	人 員 (平 均)	人		127,978	124,181	121,251
	世 帯 (平 均)	世帯		82,003	80,560	76,364
保 險 税 限 度 額	円	医 療	540,000	580,000	580,000	
		支 援 金	190,000	190,000	190,000	
		介 護	160,000	160,000	160,000	
保 險 税 収 納 率	%		90.33	90.91	91.20	
受 診 率	‰		1,126.84	1,143.61	-	
療養 諸費	費 用 額	千円	55,204,379	55,755,271	55,547,807	
	保 險 者 負 担 分	‰	40,195,456	40,664,200	47,992,921	
	一 人 当 たり 費 用 額	円	431,358	448,984	458,122	
	一 人 当 たり 保 險 者 負 担 額	‰	314,081	327,459	395,815	
決 算 額 ・ 算 入 額	歳 入	千円	79,089,929	66,118,389	65,792,300	
	歳 出	‰	82,858,089	69,233,197	65,792,300	
	差 引	‰	△3,768,160	△3,114,808	0	
単 年 度 収 支	‰		1,546,646	653,352	-	
(3) 保険税収納見込		(単位：千円)				
年度	区 分	調定額 (A)	最終予算額 (B)	収入済額 (C)	収 納 率	
					対 調 定 (C) / (A)	対 予 算 (C) / (B)
平成30	現年課税分	9,961,292	9,002,821	9,055,343	90.91%	100.58%
	滞納繰越分	3,773,861	705,308	797,574	21.13%	113.08%
	計	13,735,153	9,708,129	9,852,917	71.74%	101.49%
(4) 保険税納付区分比見込 (現年課税分)		(単位：世帯，千円，%)				
区 分	口座振替	自主納付	納税嘱託員	合 計		
納 付 対 象 世 帯 数	26,854	52,289	-	79,143		
構 成 比 率	33.93	66.07	-	100.00		
保 險 税 収 納 額	4,155,325	4,870,271	29,747	9,055,343		
構 成 比 率	45.89	53.78	0.33	100.00		

(5) 経理状況

歳 入

(単位：千円，%)

科 目		平成29年度決算		平成30年度決算見込		令和元年度予算	
保 險 税		10,047,817	12.70	9,852,917	14.90	9,697,426	14.74
国庫支出金	療養給付等負担金	12,180,150	15.40	※ -	-	※ -	-
	共同事業負担金	511,300	0.65	※ -	-	※ -	-
	特定健診等負担金	59,681	0.08	※ -	-	※ -	-
	財政調整交付金	6,575,669	8.31	※ -	-	※ -	-
	その他補助金	48,863	0.06	85	0.00	11,081	0.02
	計	19,375,663	24.50	85	0.00	11,081	0.02
療養給付費交付金		913,181	1.16	※ -	-	※ -	-
前期高齢者交付金		18,718,655	23.67	※ -	-	※ -	-
県支出金	財政調整交付金等	3,751,933	4.74	※ -	-	※ -	-
	保険給付費等交付金(普通)	※ -	-	※47,452,542	71.77	※47,653,729	72.42
	保険給付費等交付金(特別)	※ -	-	※1,229,003	1.86	※1,290,725	1.96
	計	3,751,933	4.74	48,681,545	73.63	48,944,454	74.38
共同事業交付金		19,032,025	24.06	※ -	-	※ -	-
一般会計繰入金		6,881,159	8.70	6,847,300	10.36	6,948,313	10.57
繰越金		0	0.00	0	0.00	1	0.00
その他の収入		369,496	0.47	736,542	1.11	191,025	0.29
合 計		79,089,929	100.00	66,118,389	100.00	65,792,300	100.00
歳 出							
総務費		340,419	0.41	299,815	0.43	371,766	0.56
保 險 給 付 費	療養給付費	39,824,383	48.07	40,320,231	58.25	40,538,626	61.62
	療養費	453,048	0.55	418,476	0.60	424,273	0.64
	計	40,277,431	48.62	40,738,707	58.85	40,962,899	62.26
	高額療養費	6,449,921	7.79	6,666,369	9.63	6,683,311	10.16
	高額介護合算療養費	5,103	0.00	5,771	0.01	7,269	0.01
	移送費	100	0.00	0	0.00	250	0.00
	審査支払手数料	127,352	0.15	125,499	0.18	123,471	0.19
	出産育児一時金	190,407	0.23	176,328	0.25	200,861	0.31
	葬祭費	14,140	0.02	15,080	0.02	14,860	0.02
	計	40,064,454	56.81	47,727,754	68.94	47,992,921	72.95
後期高齢者支援金		7,138,279	8.62	※ -	-	※ -	-
前期高齢者納付金		25,855	0.00	※ -	-	※ -	-
老人保健拠出金		139	0.00	※ -	-	※ -	-
介護納付金		2,729,736	3.30	※ -	-	※ -	-
国民健康保険事業費納付金		-	-	※15,848,004	22.89	※16,877,674	25.65
共同事業拠出金		19,442,241	23.47	9	0.00	30	0.00
保健事業費		373,010	0.45	405,928	0.59	470,959	0.72
諸支出金		429,150	0.52	1,183,527	1.71	48,950	0.07
予備費		0	0.00	0	0.00	30,000	0.05
繰上充用金		5,314,806	6.42	3,768,160	5.44	0	0.00
合 計		82,858,089	100.00	69,233,197	100.00	65,792,300	100.00
差引過不足額		△3,768,160	-	△3,114,808	-	0	-
単年度収支額		1,546,646	-	653,352	-	-	-
※ 平成30年度からの県単位化に伴い、県に移行、廃止、または変更になった科目							

(6) 保健事業

① はり・きゆう施設の利用補助

施術 1 回につき 1,100 円

4 月	60 回	5 月	55 回	6 月	50 回
7 月	45 回	8 月	40 回	9 月	35 回
10 月	30 回	11 月	25 回	12 月	20 回
1 月	15 回	2 月	10 回	3 月	5 回

※利用回数は、交付月により異なる。

年度別利用状況

区 分 \ 年 度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
件 数 (件)	79,708	77,347	73,894	70,411	69,019
単 価 (円)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
金 額 (円)	87,678,800	85,081,700	81,283,400	77,452,100	75,920,900

② 人間ドックの利用補助

2 万円を上限として検査料金 (消費税を除く) の半額補助 (ただし、前年度保険税完納世帯で 4 月 1 日現在 35 歳以上の人)

年度別利用状況

区 分 \ 年 度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
利用件数 (人)	474	433	444	396	418
補助金額 (円)	8,494,729	7,735,187	7,978,941	7,025,460	7,527,725

③ 脳ドックの利用補助

2 万円を上限として検査料金 (消費税を除く) の半額補助 (ただし、前年度保険税完納世帯で 4 月 1 日現在 35 歳以上の人)

年度別利用状況

区 分 \ 年 度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
利用件数 (人)	326	334	243	250	220
補助金額 (円)	6,006,432	6,102,673	4,454,770	4,620,512	4,085,438

④ 特定健康診査・特定保健指導の実施 (40 歳以上 74 歳までの人)

(単位: 人, %)

区 分 \ 年 度	特定健康診査			特定保健指導		
	平成28	平成29	平成30	平成28	平成29	平成30
対 象 者	86,035	84,217	82,957	2,790	2,402	2,992
受 診 者	26,531	22,414	27,684	1,056	923	715
受 診 率	30.8	26.6	33.4	37.8	38.4	23.9

※平成28、29年度は、国への法定報告に基づく数値。

※平成30年度は、令和元年5月末現在の法定報告の数値。

特定保健指導の受診者は終了数。

※平成20年度から開始

(7) 高額療養資金の貸付制度

(昭和53.1.1実施)

高額な医療費の支払いが困難な国民健康保険の被保険者に対し、必要な資金を貸し付ける制度

・対象・貸付金額	医療費の一部負担金が高額療養費の自己負担限度額を1万円以上上回る場合で、支払いが困難な人に高額療養費の支給見込額を貸し付ける。	
・貸付利子	無利子	
・申請書の提出先	市社会福祉協議会市役所分室・谷山分室及び吉田・桜島・喜入・松元・郡山各支所総務市民課	
・基金の額	4,000万円	
・貸付件数・金額	1,124件	180,869,305円（平成30年度実績）
(8) 退職者医療制度	（昭和59.10.1実施）	
・対象	65歳未満の国保加入者で被用者年金受給者及びその被扶養者	
・該当者	退職被保険者本人(A)	178人
	（平成31.4.末現在）	〃 被扶養者(B) 9人
	該当率	$\frac{(A) + (B)}{\text{国保被保険者数}} \quad 0.1\%$

9 市民サービスステーション

設置目的

市民の利便性の向上を図るため、土曜日・日曜日・祝日等の休日でも住民票の写しや戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等を請求できる窓口として設置する。

名称及び設置場所並びに設置年月日、面積

- ・鹿児島市鴨池市民サービスステーション
鴨池二丁目26番30号（イオン鹿児島鴨池店2階電車通り側）TEL 250-7595
平成6年7月1日設置 面積 84.51㎡
- ・鹿児島市鹿児島中央駅市民サービスステーション
中央町1番地1（鹿児島中央駅西口1階）TEL 285-5502
平成8年6月19日設置 面積 78.67㎡

取扱業務

- (1) 住民票の写しの交付
- (2) 住民票記載事項証明書の交付
- (3) 公的年金受給者に係る現況届等の記載事項証明書の交付
- (4) 印鑑登録証明書の交付
- (5) 戸籍及び除籍の全部事項又は個人事項に関する証明及び謄本又は抄本の交付
- (6) 戸籍の附票の写しの交付
- (7) 身分証明書の交付

(8) 受理証明書の交付

※ (5)～(8)については、平日の午後5時15分から午後6時30分までと土曜日・日曜日・祝日等の休日は、申請受付のみ行い、証明書は後日交付する。(交付の方法は、来所または郵送の2通り)

業務日及び業務時間

- (1) 業 務 日 水曜日及び12月29日～翌年1月3日を除く毎日
- (2) 業 務 時 間 午前10時～午後6時30分

10 コンビニ交付による証明発行

市民の利便性の向上を図るため、市役所の開庁時間外においても、コンビニエンスストア等で住民票の写しなどを交付するサービスを実施する。

利用者登録開始日 平成25年8月19日

サービス開始日 平成26年1月14日

取 扱 証 明 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得額証明書、課税額（非課税）証明書、所得額・課税額証明書、市・県民税納税証明書

利用可能時間 午前6時30分～午後11時（12月29日～翌年1月3日を除く）
一部店舗は午前9時30分～午後7時

11 ワンストップ窓口サービスの実施

市民サービスの向上を図るため、住民異動に伴う国保・年金・福祉等の一連の手続きを基本的に一つの窓口で行うワンストップ窓口サービスを本庁市民課で実施する。

サービス開始日 平成23年10月3日

12 マイナンバーカード（個人番号カード）の交付

社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度である。同制度において、平成28年1月からの個人番号利用の開始に伴い、「番号確認」と「本人確認」ができるなど利便性の高い「マイナンバーカード」の交付とその普及促進を図る。

(1) 交付スケジュール

- ① 通知カードの送付開始日 平成27年11月18日
(※通知カードは、個人番号を記載した紙製のカード)
- ② マイナンバーカードの交付申請受付開始日 平成27年10月5日
(※マイナンバーカードは、ICチップを内蔵したプラスチック製の写真付カード)
- ③ マイナンバーカードの交付開始日 平成28年1月21日

(2) 交付場所

住民票の住所地を管轄する本庁及び支所

13 人権啓発

我が国においては、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、これまで人権に関するさまざまな施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等により人権に関する新たな課題も生じてきている。

このため、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするため、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布し、平成14年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。

本市においても、平成19年1月に人権教育及び人権啓発に関する施策を推進していくため、「鹿児島市人権教育・啓発基本計画」を策定した。この基本計画に基づき、各関係実施機関と緊密に連携し、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通して人権意識の高揚を図るとともに、さまざまな人権問題における偏見や差別意識の解消に向けた人権教育、人権啓発の推進に取り組んでおり、第5次総合計画においても、基本施策に「人権尊重社会の形成」を掲げ、市民の人権意識を高めるため、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて人権教育、人権啓発を推進し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めることとしている。

平成27年7月には、それらの施策等を総合的かつ計画的に推進するため、鹿児島市人権啓発に関する懇話会を設置したところである。

人権啓発室における主な取組

(1) 人権啓発活動

さまざまな人権問題について、広く市民、企業等に啓発し、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合う意識の高揚を図る。

- ① 人権啓発冊子及びリーフレットの作成・配布
- ② 人権啓発ポスターの作成・配布及び市電・市バス等への掲出
- ③ 人権啓発パネル展の開催
- ④ 「人権の花」運動の実施
- ⑤ 街頭啓発

(2) 人権擁護委員の推薦

市民の基本的人権の擁護等を目的とする人権擁護委員を法務大臣に対し、議会の意見聴取を経て推薦する。

<× ㄷ>